仕 様 書

1 件 名

令和7年度廃棄文書処理業務委託

2 実施内容

廃棄文書(個人情報・行政機密が含まれるもの)について、個人情報等の保護に十分 配慮し、回収(積込み)・運搬・釜入れ・溶解を行う。

3 廃棄予定数量

廃棄文書保存箱 96箱

中身はコピー用紙を用いた文書及びそれを束ねる紙製フォルダーが主であるが、「写真」「閉じ紐」「ビニールバインダー」「金属製のクリップ類」等の文書に付随するものが含まれることがある。

4 回収場所及び処理の日時

(1)回収場所8か所(草加市内)と回収順

1	事務局	柿木町1213番地1	2	2箱
	生活介護事業所そよかぜの森			6箱
		小 計	2	8箱
2	草加市障害福祉サービス事業所つばさの森	柿木町1105番地2		6箱
3	草加市障害者グループホームひまわりの郷	柿木町1104番地		8箱
4	草加市総合福祉センターであいの森	柿木町261番地1	1	6箱
(5)	草加市立養護老人ホーム松楽苑	柿木町188番地		9箱
6	障害者総合支援センター	栄町二丁目1番32号		
		ストーク草加弐番館1階	1	2箱
7	草加市在宅福祉センターきくの里	谷塚上町704番地3	1	2箱
8	草加市高年者福祉センターふれあいの里	新里町106番地6		5箱
		小 計	6	8箱
		合 計	9	6箱

(2) 処理の日時

処理の日時については担当と協議のうえ決定する。

5 証 明 書

廃棄した文書についての証明書を提出する。

6 支払方法

業務完了払

7 そ の 他

- (1) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 第 57 号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を 漏らしてはならない。
- (2) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく 取組に協力すること。
- (3) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例 (平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱 (平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (5) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例(平成26年条例第21号) 第12条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わ なければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。
- (7) 全ての作業に職員が立合い確認できるものとする。

8 問合せ先

草加市社会福祉事業団事務局総務課 担当:櫻井

電話:048 (930) 0311

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本事項)

第1条 この契約により、社会福祉法人草加市社会福祉事業団(以下「甲」という。) から事務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による事務を処理する に当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利 利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、 この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な 目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなけれ ばならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を 取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

- 第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に揚げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
 - (1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は 個人情報を含む契約目的物等(以下「個人情報等」という。)を持ち出しては ならない。
 - (2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、 数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り 交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を 自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報 を複写し、又は複製してはならない。 (事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の 解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために 必要な措置を講じなければならない。